

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 総務部・法務私学課

法令名	個人情報保護に関する法律			法令番号	平成15年法律第57号			
手続名	保有個人情報の訂正請求に係る訂正決定等			根拠条項	第93条第1項及び第2項			
審査基準	別添（参考資料）のとおり。							
	受付機関	実施機関又は 情報公開センター	処理 機関	実施機関	交付 機関	実施機関	標準処理期間 30日 (ただし、法第94条第2項及び 第95条に該当する場合を除く。)	目次 No.
						標準経由期間	日	